

○農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）

○農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）

○農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第二十四号）

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条）

第二節 農地中間管理機構の事業の特例等（第七条—第十二条の十）

第三節 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等（第十一条の十一・第十一条の十二）

第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等

第一節 農業経営改善計画（第十二条—第十四条の三）

第二節 青年等就農計画（第十四条の四—第十五条）

第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進（第十一条）

第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等

第一節 農業経営基盤強化促進事業の実施（第十七条）

第二節 利用権の設定等の促進（第十八条—第二十二条の八）

第三節 農用地利用改善事業の実施の促進（第二十三条—第二十六条）

第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進（第二十一条の二—第二十八条）

第五章 雜則（第二十九条—第三十四条）

第六章 罰則（第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標

を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう農業経営基盤の強化を促進するため、農業生産の基盤の整備及び開発、農業経営の近代化のための施設の導入、農業に関する研究開発及び技術の普及その他の関連施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

(農業経営基盤の強化の実施)

第三条 農業経営基盤の強化を促進するための措置は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、かつ、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として実施するものとする。

(定義)

第四条 この法律において「農用地等」とは、第二十二条の八を除き、次に掲げる土地をいう。

- 一 農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この項において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」と総称する。）
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
- 三 農業用施設の用に供される土地（第一号に掲げる土地を除く。）
- 四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

この法律において「青年等」とは、次に掲げる者をいい

、青年等について「就農」とは、農業経営の開始又は農業への就業（第三号に掲げる者にあつては、農業経営の開始）をいう。

一 青年（農林水産省令で定める範囲の年齢の個人をいう。次号において同じ。）

二 青年以外の個人で、効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有するものとして農林水産省令で定めるもの

（青年の年齢）

第一条 農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の農林水産省令で定める範囲の年齢は、原則として十八歳以上四十五歳未満とする。

（効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有する者）

第一条の二 法第四条第二項第二号の農林水産省令で定める者は、年齢が六十五歳未満であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 商工業その他の事業の経営管理に三年以上従事した者
- 二 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者
- 三 農業又は農業に関連する事業に三年以上従事した者
- 四 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（法人の要件）

第一条の三 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める要件は、当該法人の役員である同項第一号又は第二号に掲げる者のうち当該法人が営む農業に従事すると認められるものが、当該法人の役員の過半数を占めることとする。

3
一 第十九条第一項に規定する地域計画の達成に資するよう、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）及び第七条各号に掲げる事業の実施による農用地についての利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業の

三 前二号に掲げる者が役員の過半数を占める法人で、農林水産省令で定める要件に該当するもの

委託（以下「利用権の設定等」という。）を促進する事業（これと併せて行う事業で、第一項第二号から第四号までに掲げる土地についての利用権の設定等を促進するものを含む。）

二 農用地利用改善事業（農用地に関し権利を有する者の組織する団体が農用地の利用に関する規程で定めるところに従い、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する事業を行う。以下同じ。）の実施を促進する事業

三 前二号に掲げる事業のほか、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想

（農業経営基盤強化促進基本方針）

第五条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向
- 二 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標
- 三 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標
- 四 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項
- 五 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- 六 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

3 都道府県知事は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地

（農業経営基盤強化促進基本方針）

第一条 農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第五条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、その後の十年間につき定めるものとする。

<p>保有の合理化を促進する必要があると認めるときは、基本方針に、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては当該協議が調つたものに限る。第十七条第二項において「市街化区域」という。）を除く。）を事業実施地域として農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が行う第七条各号に掲げる事業の実施に関する事項を定めるものとする。</p> <p>基本方針は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。</p> <p>都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）及び農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を聴かなければならぬ。ただし、都道府県機構については、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていかない場合は、この限りでない。</p> <p>都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する當農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</p>	<p>（農業経営基盤強化促進基本構想）</p> <p>第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。</p> <p>7 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>
<p>（農業経営基盤強化促進基本構想）</p> <p>第二条 法第六条第一項の基本構想は、前条の基本方針の期間につき定めるものとする。</p>	
<p>（基本構想の作成について意見を聴くべき者）</p> <p>第二条 市町村が法第六条第一項の規定により基本構想（同項の基本構想をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会及び当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合の意見を聴かなければならない。</p>	

三 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業從事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

四 前二号に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

五 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

六 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

イ 第十八条第一項の協議の場の設置の方法、第十九条

第一項に規定する地域計画の区域の基準その他第四条第三項第一号に掲げる事業に関する事項

ロ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

ハ 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

二 その他農林水産省令で定める事項

(基本構想に定めるべき事項)

第三条 法第六条第二項第六号ニの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 農用地利用規程の認定手続その他農用地利用改善事業の実施を促進する事業の実施に関する必要な事項

二 法第四条第三項第三号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関し必要な事項(法第六条第二項第六号ハに掲げる事項を除く。)

三 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関する必要な事項

3 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第四項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

6 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは

(基本構想の協議手続)

第四条 市町村は、法第六条第五項の規定により基本構想につき協議をしようとするときは、当該基本構想に第二条の規定により聴いた意見を記載した書面を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(基本構想の公告)

、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、都道府県知事（当該市町村の区域内に第十三条の二第七項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた農業経営改善計画に基づき農業経営を營み、又は営もうとする者があるときは、都道府県知事及び農林水産大臣）に当該基本構想の写しを送付しなければならない。

第二節 農地中間管理機構の事業の特例等

（農地中間管理機構の事業の特例）

第七条 農地中間管理機構は、基本方針に第五条第三項に規定する事項が定められたときは、農地中間管理事業のほか、次に掲げる事業を行う。

一 農用地等を買い入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下この条において「農地売買等事業」という。）

二 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業

三 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十

三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第三項第二号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

四 農地売買等事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第五条 法第六条第六項の規定による公告は、都道府県知事の同意を得て基本構想を定め、又はこれを変更した旨及び当該同意に係る基本構想について、同意市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（基本構想の変更）

第六条 第二条及び第四条の規定は、法第六条第五項の規定による基本構想の変更について準用する。この場合において、第四条中「第二条の規定により聴いた意見」とあるのは、「第二条の規定により聴いた意見及び基本構想の変更をすることを必要とする理由」と読み替えるものとする。

(事業規程)

第八条 農地中間管理機構は、前条各号に掲げる事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に關して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

(事業規程の承認申請手続)

第七条 法第八条第一項の承認の申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならない。

一 事業規程

二 定款

(事業規程に定めるべき事項)

第八条 法第八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第七条第一号に掲げる事業の実施に関する次に掲げる事項

イ 農用地等の買入れに関する事項

ロ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ハ 農用地等の管理に関する事項

二 その他法第七条第一号に掲げる事業の実施方法に関する事項

二 法第七条第二号に掲げる事業の実施に関する次に掲げる事項

イ 信託の引受けに関する事項

ロ 信託財産の管理に関する事項

ハ 信託財産の売渡しに関する事項

ニ 信託財産に係る損失の填補に関する事項

ホ 信託の終了に関する事項

ヘ 信託と併せ行う貸付けに関する事項

ト その他法第七条第一号に掲げる事業の実施方法に関する事項

三 法第七条第三号に掲げる事業の実施に関する次に掲げる事項

イ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条 第二項に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」という。）に対する出資及び持分又は株式

の取得に関する事項

ロ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号。以下「農地中間管理事業法」という。）第二条第四項に規定する農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）が当該事業に基づき

取得した持分又は株式の譲渡に関する事項

ハ その他法第七条第三号に掲げる事業の実施方法に関する事項

四 法第七条第四号に掲げる事業の内容及び当該事業の実

施に関する事項

五 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十

八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下

「都道府県機構」という。）、農業委員会等の関係機関

及び関係団体との連携に関する事項

六 その他法第七条各号に掲げる事業の実施方法に関する事項

3

- 一 都道府県知事は、事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。
- 二 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう前条各号に掲げる事業を実施すると認められること。
- 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

第九条 法第八条第三項第三号の農林水産省令で定める基準（事業規程の承認基準）

は、次のとおりとする。

- 一 法第七条各号に掲げる事業を行うに当たつて、都道府県機構、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
- 二 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき法第七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合における農業用施設は次に掲げるものであること。

イ 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設

ロ 畜舎、蚕室、温室（床面がコンクリート敷のものを含む。）、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）

ハ 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設

二 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

三 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して同号に掲げる農業用施設の用に供される土地とする

<p>(農地中間管理事業の推進に関する法律の適用)</p> <p>第十一條 農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業を行う場合における当該農地中間管理機構についての農地中間</p>	<p>2 都道府県知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p>	<p>第九条 農地中間管理機構は、事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は事業規程の変更について、同項の規定は事業規程の廃止について準用する。</p> <p>(承認の取消し)</p> <p>第十条 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による承認を取り消すことができる。</p> <p>一 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第四条の規定による指定を取り消されたとき。</p> <p>二 農地中間管理機構が次条第一項の規定により読み替えで適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>三 農地中間管理機構が次条第一項の規定により読み替えで適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>都道府県知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p>	<p>4 都道府県知事は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を公告しなければならない。</p>
			<p>(事業規程の公告)</p> <p>第十条 法第八条第四項の規定による公告は、同項に掲げる事項について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>(事業規程の変更等の手続)</p> <p>第十一条 第七条の規定は、法第九条第一項の規定による承認について準用する。</p>

ことが適当な土地について、法第七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

四 移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他必要な事項を適正に定め、これに基づき、法第七条第一号から第三号までに掲げる事業を実施するものであること。

管理事業の推進に関する法律第十三条、第十六条、第二十二条第一項、第二十七条第一項並びに第三十条第一項及び第二項の規定の適用については、同法第十三条、第二十二条第一項並びに第三十条第一項及び第二項中「農地中間管理事業」とあるのは「農地中間管理事業又は農業經營基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法第十六条中「農地中間管理事業」とあるのは「農地中間管理事業及び農業經營基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業」と、同法第二十七条第一項中「農地貸付信託」とあるのは「農地貸付信託又は農業經營基盤強化促進法第七条第二号に規定する信託」とする。

2 前項の場合において、農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の農用地利用集積等促進計画には、第

七条各号に掲げる事業に関する事項を含めることができる。この場合における農地中間管理機関についての同法第八条第二項並びに第五項第一号及び第二号の規定の適用については、同条第二項第一号中「農地中間管理権の設定等又は」とあるのは「農地中間管理権の設定等若しくは所有権の移転又は」と、同号ハ中「農地中間管理権の設定等」とあるのは「農地中間管理権の設定の対価並びにその支払の相手方及び方法」と、「決済の相手方及び方法」とあるのは「決済の相手方及び方法」、当該権利が所有権である場合にあつては当該所有権の移転の対価並びにその支払の相手方及び方法」と、同項第二号中「賃借権の設定等又は」とあるのは「賃借権の設定等若しくは所有権の移転又は」と、同号ロ中「又は農作業の委託」とあるのは「若しくは所有権の移転又は農作業の委託」と、同号ニ中「賃借権の設定等」とあるのは「賃借権の設定等又は所有権の移転」と、「決済の方法」とあるのは「決済の方法、当該権利が所有権である場合にあつては当該所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）及びその支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法」と、同条第五項第一号中「及び農地中間管理事業規程」とあるのは「農地中間管理事業規程及び農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する事業規程」と、同項第二号中「賃借権の設定等」とあるのは「賃借権の設定等又は所有権の移転」とする。

(賃借権の設定等又は所有権の移転に関する要件が緩和される場合)

(農用地利用集積等促進計画に法第七条各号に掲げる事業に関する事項を含める場合の添付書類)

第十一條の二 法第十一條第二項の規定により農地中間管理事業法第十八条第一項の農用地利用集積等促進計画に法第七条各号に掲げる事業に関する事項を含める場合における農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）。次条において「農地中間管理事業法施行規則」という。）第十二条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「賃借権の設定等」とあるのは、「賃借権の設定等又は所有権の移転」とする。

第三条 法第十一條第二項の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）。以下「農地中間管理事業法」という。）第十八条第五項第二号ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合であつて、同条第二項第二号口に規定する土地（以下この条において「対象土地」という。）を別表第一の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等（農地中間管理事業法第十八条第一項に規定する賃借権の設定等をいう。以下この条において同じ。）又は所有権の移転を受けるときにつきにあつては、その法人が賃借権の設定等又は所有権の移転を受けた後ににおいてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限る。）とする。

農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第四十六号。以下この条において「農地中間管理事業法施行令」という。）第二条第一号から第三号までに掲げる場合

二 地方公共団体が、対象土地を農地中間管理事業法施行令第二条第一号に規定する用に供するため所有権の移転を受ける場合

を受ける場合

耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原（第三者に対する抗争ができるものに限る。口において同じ。）に基づいてその事業に供している対象土地につき当該事業を行う者及びその世帯員等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第二項に規定する世帯員等をいう。以下この号において同じ。）以外の者が、所有権の移転を受けようとする時におけるその者又はそ

の世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、イ及びロに該当することによつて、所有権の移転を受ける場合

イ 法第十一條第二項の規定により農地中間管理事業法第十八條第一項の農用地利用集積等促進計画に法第七条各号に掲げる事業に関する事項を含める場合における同項の認可の申請の際現にその者又はその世帯員等が耕作又は養畜の事業に供すべき対象土地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ その対象土地についての所有権以外の権原の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等がその対象土地を自らの耕作又は養畜の事業に供することができた場合において、これらの者が耕作又は養畜の事業に供すべき対象土地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると思められること。

四

五 農地中間管理事業法施行令第二条第三号に規定する法人が、対象土地を同号に規定する用に供するため所有権の移転を受ける場合

六 その他農林水産省令で定める場合

（賃借権の設定等又は所有権の移転に関する要件が緩和される場合）

第十二条 農業経営基盤強化促進法施行令（以下「令」といいう。）第三条第六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号、第二号、第七号又は第八号に掲げる場合であつて、農地中間管理事業法第十八條第二項第二号ロに規定する土地（以下この条において「対象土地」といいう。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等（農地中間管理事業法第十八條第一項に規定する賃借権の設定等をいう。以下この条において同じ。）又は所有権の移転を受けるときにはその者が賃借権の設定等又は所有権の移転を受けた後ににおいてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限り、第九号又は第十号に掲げる場合にあつてはその者が賃借権の設定等又は所有権の移転を受けた後において対象土地を効率的に利用することができると認められることとなるときによつて、）とする。

一 農地中間管理事業法施行規則第十四条各号に掲げる場

二 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人
が、対象土地を農用地以外の土地として利用するため所
有権の移転を受ける場合

三 市町村、農業協同組合、一般社団法人（市町村が社員

となつてゐるものでその有する議決権（その社員のうち
に農業協同組合が含まれてゐる場合には、当該農業協同
組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過
半を占めるものに限る。）又は一般財団法人（市町村が
基本財産の拠出者となつてゐるものでその拠出した基本
財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含
まれてゐる場合には、当該農業協同組合の拠出した基本
財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるも
のに限る。）（次号において「市町村等」という。）の
うち、地域の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対
する農用地等の利用の集積を図る目的をもつて農用地等
を買い入れる事業を継続的に実施してゐるものが、地域
の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地
等の利用の集積を図る目的をもつて農用地等を買い入れ
て、当該農用地等を売り渡し、又は交換する（売渡し又
は交換までの間に一時的に貸し付けることを含む。）た
めに所有権の移転を受ける場合（次号に掲げる場合を除
く。）

四 市町村等のうち、農地中間管理事業法施行規則第十四

条第一号に規定する事業を継続的に実施してゐるもの
が、当該事業を実施するために所有権の移転を受ける場合

五 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第

二条第三項第二号イからチまでに掲げる者に限る。次号
において同じ。）が、当該農地所有適格法人に対象土地
について賃借権の設定等又は所有権の移転を行うため所
有権の移転を受ける場合

六 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、農地中 間管理機構に對象土地について賃借権、使用貸借による 権利又は經營受託権の設定を行うため所有権の移転を受 ける場合であつて、当該農地中間管理機構が當該農地所 有適格法人に當該対象土地について賃借権、使用貸借に よる権利又は經營受託権の設定を行う見込みが確実であ ることき

七 農地中間管理事業法施行規則第十四条第五号に規定す
る法人が、対象土地を農用地以外の土地として同号に規
定する事業に供するため所有権の移転を受ける場合

<p>(指定)</p> <p>第十一條の二 農林水産大臣は、農地中間管理機構の行う第七条各号に掲げる事業を支援すること目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。</p>	<p>八 農地中間管理事業法施行規則第十四条第六号に規定する組合が、対象土地を農用地以外の土地として同号に規定する事業に供するため所有権の移転を受ける場合</p> <p>九 農地中間管理事業法施行規則第十四条第七号に規定する法人が、対象土地を農業用施設の用に供される土地として同号に規定する事業に供するため所有権の移転を受ける場合</p> <p>十 農地中間管理事業法施行規則第十四条第八号に規定する法人が、対象土地を農業用施設の用に供される土地として同号に規定する事業に供するため所有権の移転を受ける場合</p>
<p>(支援法人の指定の申請)</p> <p>第十二条の二 法第十一條の二第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>二 事務所の所在地</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 一定款</p> <p>二 登記事項証明書</p> <p>三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面</p> <p>四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面</p> <p>五 法第十一條の三各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画</p> <p>六 法第十一條の三各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面</p> <p>(名称等の変更の届出)</p> <p>第十二条の三 法第十一條の二第三項の規定による届出をしようとする同条第二項に規定する支援法人は、次に掲げる事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地</p> <p>二 変更しようとする日</p> <p>三 変更の理由</p>	

⁴ 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)
第十一条の三 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 農地中間管理機構が第七条各号に掲げる事業その他の農地保有の合理化に関する事業の実施のために必要な資金を借り入れることにより金融機関に対して負担する債務を保証すること。

二 農地中間管理機構に対し、前号に規定する事業の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

三 農地中間管理機構に対し、第一号に規定する事業の実施のための助成を行うこと。

四 第七条各号に掲げる事業に関する啓発普及を行うこと。

五 第七条各号に掲げる事業に関する調査研究を行い、及びこれらの事業に従事する者の研修を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十一条の四 支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(支援法人の業務の一部委託の認可の申請)

第十二条の四 支援法人は、法第十一条の四第一項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託認可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 委託を必要とする理由
二 委託しようとする法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 委託しようとする法人の事務所の所在地
四 委託しようとする業務内容及び範囲

五 委託の期間

2 前項の委託認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 委託しようとする法人の定款
二 委託しようとする法人の登記事項証明書

(業務規程の認可)

第十一条の五 支援法人は、第十一条の三第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業

務規程」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 農林水産大臣は、第一項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(業務規程の記載事項)

第十二条の五 法第十二条の五第四項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 被保証人の資格
- 二 保証の範囲
- 三 保証の金額の合計額の最高限度
- 四 一被保証人についての保証の金額の最高限度
- 五 保証に係る資金の種類及びその融資期間の最高限度
- 六 保証契約の締結及び変更に関する事項
- 七 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項
- 八 保証債務の弁済に関する事項
- 九 求償権の行使方法及び消却に関する事項
- 十 業務の委託に関する事項

(事業計画等の認可の申請)

第十二条の六 支援法人は、法第十二条の六第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

(事業計画等)

第十二条の六 支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び收支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 前事業年度の予定貸借対照表
- 四 当該事業年度の予定貸借対照表
- 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

3 前項第一号の事業計画書には、法第十二条の三各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。

第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質

、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

(事業計画書等の変更の認可の申請)

第十二条の七 支援法人は、法第十一条の六第一項後段の規定により事業計画又は收支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、收支予算書の変更が前条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(事業報告書等の提出)

2 支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十一条の七 支援法人は、債務保証業務を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(報告徴収)

第十一条の八 農林水産大臣は、第十一条の三各号に掲げる業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務又は資産の状況に関する必要な報告をさせることができる。

(改善命令)

第十一条の九 農林水産大臣は、第十一条の三各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十二条の十 農林水産大臣は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
一 支援法人が第十二条の三各号に掲げる業務を適正かつ

第十二条の八 支援法人は、法第十一条の六第二項の規定による事業報告書及び収支決算書の提出をしようとするときは、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。

(区分経理の方法)

第十二条の九 支援法人は、法第十一条の三第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)に係る経理について特別の勘定を設け、債務保証業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

確実に実施していないと認めるとき。

二 支援法人が第十一条の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 支援法人が前条の規定による命令に違反したとき。
2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第三節 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等

(農業経営・就農支援センター)

第十一条の十一 都道府県は、その区域内において農業を担う者の確保及び育成を図るため、次に掲げる業務を行う拠点(次条第一項において「農業経営・就農支援センター」という。)としての機能を担う体制を整備するものとする。

一 経営管理の合理化その他他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承及び農業経営の法人化(委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。)のために必要な助言、指導その他の農業経営に関する援助を行うこと。

二 新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者(以下この条において「就農等希望者」という。)及び就農等希望者(法人を除く。)をその営む農業に就業させようとする農業者並びにこれらの者の関係者からの相談に応じ、並びに当該者に対し、農業経営の開始又は農業への就業に関する情報の提供その他の援助を行うこと。

三 次条第一項の規定により提供された情報を活用し、就農等希望者の希望に応じ、当該就農等希望者を市町村その他の関係者に紹介し、農業経営の開始又は農業への就業のために必要な調整その他の援助を行うこと。

(農業を担う者の確保及び育成を図るための国等の援助)

第十二条の十二 国、地方公共団体、農業経営・就農支援センターとしての機能を担う者、農業委員会、農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構、農地中間管理機構その他の関係者は、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報を収集し、相互に提供するよう努めるものとする。

2 前項に規定する関係者は、相互に連携協力し、次に掲げ

る措置を講ずるよう努めるものとする。

一 第十三条第二項に規定する認定計画の達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置及び農業経営の円滑な継承のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助

二 第十四条の五第二項に規定する認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助

三 前二号に掲げる措置のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報の提供、農業を担う者に対する農用地についての利用権の設定等、農業の技術又は経営方法の習得及び農業経営の確立の支援その他の措置

第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等

第一節 農業経営改善計画

(農業経営改善計画の認定等)

第十二条 第六条第五項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の区域内において農業経営を営み、又は當もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

(農業経営改善計画の認定申請手続)

第十三条 法第十二条第一項の農業経営改善計画は、農林水産大臣の定める様式により作成するものとする。

2 前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該農業経営改善計画に法第十二条第三項各号に掲げる事項を記載する場合には、同項の施設の規模及び構造を明らかにした図面

二 当該農業経営改善計画に法第十二条第六項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる書類

イ 次に掲げる者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書

(1) 当該事項に係る農地を農地以外のものにする者

ハ 当該事項に係る農地を農地以外のものにするため当該土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者

ロ 当該事項に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

ハ 当該事項に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するため必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

前項の農業經營改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 農業經營の現状
 - 二 農業經營の規模の拡大、生産方式の合理化、經營管理の合理化、農業從事の態様の改善等の農業經營の改善に関する目標
 - 三 前号の目標を達成するためとするべき措置
 - 四 その他農林水產省令で定める事項
- 3 第一項の農業經營改善計画には、前項第三号の措置として、農畜產物の生産の用に供する施設、農畜產物を原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設その他の農林水產省令で定める農業用施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。
- 一 当該農業用施設の種類及び規模その他の当該農業用施設の整備の内容
 - 二 当該農業用施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

二 法第十二条第三項の施設を整備するために必要な資力及び信用があることを証する書面
ホ 当該事項に係る農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面

ヘ 当該事項に係る農用地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）
ト その他参考となるべき書類

(農業經營改善計画に記載することができる農業用施設)
第十三条の二 法第十二条第三項の農林水產省令で定める農業用施設は、次に掲げるものとする。

- 一 畜舎、蚕室、温室（床面がコンクリート敷のものを含む。）、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜產物の生産、集荷、調製、貯蔵又是出荷の用に供する施設
 - 二 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設
 - 三 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設
- イ 主として、自己の生産する農畜產物又は当該農畜產物及び当該施設が設置される同意市町村の区域内において生産される農畜產物（ロ及びハにおいて「自己の生産する農畜產物等」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設
ロ 主として、自己の生産する農畜產物等又は自己の生産する農畜產物等を原料若しくは材料として製造され

4 第一項の農業經營改善計画には、当該農業經營を當み、
若しくは營もうとする者から当該農業經營に係る物資の供
給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業經營の円滑

三 その他農林水産省令で定める事項

若しくは加工されたもの（ハにおいて「自己の生産する農畜産物等加工品」という。）の販売の用に供する施設
ハ 主として、自己の生産する農畜産物等若しくは自己の生産する農畜産物等加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の用に供する施設
四 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
五 農用地又は前各号に掲げる施設に附帯して設置される休憩所、駐車場及び便所

（農業用施設の整備に関して農業經營改善計画に記載すべき事項）

第十三条の三 法第十二条第三項第三号の農林水産省令で定める事項は、農業經營改善計画に同条第六項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項とする。

一 当該事項に係る農地を農地以外のものにする場合には

、次に掲げる事項

イ 転用の時期
ロ 転用することによつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

ハ その他参考となるべき事項

二 当該事項に係る農用地を農用地以外のものにするため当該土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、次に掲げる事項

イ 権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ 当該土地の所有者の氏名又は名称

ハ 当該土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称

ニ 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

ト 転用の時期
ヘ 転用することによつて生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要

ト その他参考となるべき事項

化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。
5 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業經營改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本構想に照らし適切なものであること。
- 二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

第十四条 法第十二条第五項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 その農業經營改善計画の達成される見込みが確実であること。

二 その農業經營改善計画に法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。）が法第十二条第四項に規定する措置として当該農業經營改善計画を作成した者（農地所有適格法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当すること。

イ 当該農業經營改善計画を作成した者の農業經營の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。

ロ 当該農業經營改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者（法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一以上となるものでないこと。

ハ 当該農業經營改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。

三 その農業經營改善計画に、法第十二条第四項に規定する措置として、法第十三条第二項に規定する関連事業者等（法第十二条第一項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業經營改善計画を作成した者（農地所有適格法人である株式会社に限る。）の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。）の役員が当該農業經

6 同意市町村は、第一項の認定をしようとする場合において、その申請に係る農業經營改善計画に第三項各号に掲げる事項（同項第二号の土地が農用地であり、同項に規定する農業用施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農用地である当該土地を農用地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならぬものに係るものに限る。）が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

7 前項の規定による協議は、農業委員会（農業委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、その長。以下同じ。）を経由して協議書を送付して行わなければならない。この場合において、農業委員会は、農林水産省令で定める期間内に、当該協議書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。

（協議書を送付すべき期間）

第十四条の二 法第十二条第七項の農林水産省令で定める期間は、協議書の提出があつた日の翌日から起算して四十日（同条第八項又は第九項の規定により都道府県機構の意見を聴くときは、八十日）とする。ただし、同条第七項の規定により農業委員会が当該協議書に同条第六項の同意をすることが相当であるとする内容の意見を付そうとする場合において都道府県機構が当該同意をしないことが相当であるとする内容の意見を述べたときその他の特段の事情がある場合は、この限りでない。

口 当該役員が当該農業經營改善計画を作成した者の行う農業に年間三十日以上従事すること。

イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。

（當改善計画を作成した者の農業經營の改善に寄与する者として当該農業經營改善計画を作成した者の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。）を兼ねる計画が含まれる場合につては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。

（協議書を送付すべき期間）

第十四条の二 法第十二条第七項の農林水産省令で定める期間は、協議書の提出があつた日の翌日から起算して四十日（同条第八項又は第九項の規定により都道府県機構の意見を聴くときは、八十日）とする。ただし、同条第七項の規定により農業委員会が当該協議書に同条第六項の同意をすることが相当であるとする内容の意見を付そうとする場合において都道府県機構が当該同意をしないことが相当であるとする内容の意見を述べたときその他の特段の事情がある場合は、この限りでない。

農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（第三項第二号の土地に三十アールを超える農地が含まれる場合に限る。）は、あらかじめ、都道府県機構の意見を聴かなければならない。ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

9 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第七項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聞くことができる。

10 都道府県知事は、第六項の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る同項に規定する事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法

第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

11 都道府県知事は、第六項の規定による協議があつた場合（第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。）において、第六項の同意をしようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

12 指定市町村（農地法第四条第一項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）である同意市町村が、第六項に規定する事項が記載されている農業経営改善計画について第一項の認定をしようとする場合における第五項の規定の適用については、同項中「要件」とあるのは、「要件及び第十項各号に掲げる要件」とする。この場合においては、第六項の規定は、適用しない。

13 指定市町村である同意市町村が、第六項に規定する事が記載されている農業経営改善計画について第一項の認定をしようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならぬ。この場合においては、第八項及び第九項の規定を準用する。

14 指定市町村である同意市町村が、第六項に規定する事項（第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に係るものに限る。）が記載されている農業経営

改善計画について第一項の認定をしようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

15 同意市町村は、農業経営改善計画の認定について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他の地域の関係者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

(農業経営改善計画の変更等)

第十三条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第五項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第四項に規定する者（第十四条の二において「関連事業者等」という。）が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第五項から第十四項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(数市町村にわたる事項の処理等)

第十三条の一二以上の同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者が、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、当該農業経営改善計画が適當である旨の認定を受ける場合には、前二条の規定において同意市町村の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。

一 当該二以上の同意市町村の区域が一の都道府県の区域内にある場合 当該都道府県の知事
2 農林水産大臣は、前項の規定により同項の事項を処理する場合には、当該二以上の同意市町村の区域を管轄する都道府県知事から当該二以上の同意市町村に係る基本構想の写しの送付を受けるものとする。

3 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により

(農業経営改善計画の認定の有効期間)

第十五条 法第十二条第一項又は第十三条第一項の認定の有效期間は、法第十二条第一項の認定をした日から起算して五年とする。

--	--	--

第十二条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該二以上の同意市町村の意見を聴かなければならない。

4

農林水産大臣が、第十二条第六項に規定する事項が記載されている農業経営改善計画について第一項の規定により同条第一項の認定をしようとする場合における同条第六項及び第八項から第十項までの規定の適用については、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事等」（同法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。第十項において同じ。）と、「ならない。」とあるのは「ならない。この場合において、当該都道府県知事等は、当該同意をしようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならぬ。」と、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第六項」と、同条第十項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事等」とする。この場合においては、同条第七項及び第十一項から第十四項までの規定は、適用しない。

5

都道府県知事が、第十二条第六項に規定する事項（同条第三項第二号の土地が指定市町村の区域内にあるものに係るものに限る。）が記載されている農業経営改善計画について第一項の規定により同条第一項の認定をしようとする場合における同条第六項及び第八項から第十一項までの規定の適用については、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」と、「ならない。」とあるのは「ならない。この場合において、当該指定市町村の長は、当該同意をしようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならぬ。」と、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第六項」と、同条第十項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは「指定市町村の長」とする。この場合においては、同条第七項及び第十二項から第十四項までの規定は、適用しない。

6

都道府県知事が、第十二条第六項に規定する事項（同条第三項第二号の土地が指定市町村の区域内にあるものに係るものに除く。）が記載されている農業経営改善計画について第一項の規定により同条第一項の認定をしようとする場合における同条第五項、第十三項及び第十四項の規定の適用については、同条第五項中「要件」とあるのは「要件及び第十項各号に掲げる要件」と、同条第十三項及び第十

（同意市町村からの意見の聴取等の手続）
第十五条の二 法第十三条の二第三項の規定による二以上の同意市町村の意見の聴取は、当該二以上の同意市町村に係る農業経営改善計画の写しを送付してするものとする。

四項中「指定市町村である同意市町村」とあるのは「都道府県知事」とする。この場合においては、同条第六項及び第十二項の規定は、適用しない。

7 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により

第十二条第一項の認定又は前条第二項の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該二以上の同意市町村にその旨を通知しなければならない。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第十三条の三 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号の下欄のチ又はナに掲げる資金であつて、認定農業者が認定計画に従つて第十二条第二項第三号の措置を行うのに必要なものの据置期間は、同法第十二条第三項の規定にかかるらず、同欄のチに掲げる資金にあつては二十年を超えない範囲内で、同欄のナに掲げる資金にあつては二十五年を超えない範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める期間とする。

(農地法の特例)

第十四条 認定農業者が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する農業用施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

2 認定農業者が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する農業用施設の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

2

法第十三条の二第七項の規定による二以上の同意市町村への通知は、当該認定又は認定の取消しに係る書面の写しを送付してするものとする。

第十四条の二 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第四項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者に該当する株主」とあるのは、「次に掲げる者又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十三条第二項に規定する認定計画に従つてその法人に出資している同項に規定する関連事業者等（以下この号において「関連事業者等」という。）に該当する株主」と、「次に掲げる者に該当する社員」とあるのは、「次に掲げる者又は関連事

業者等に該当する社員」とする。

2

前項の場合において、認定計画に従つて第十二条第四項に規定する措置として、関連事業者等の役員が認定農業者の農業経営の改善に寄与する者として当該認定農業者の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。）を兼ねる場合における当該理事等についての同号の規定の適用については、同号中「が理事等」とあるのは「又は農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画に従つてその法人の理事等」と、「次号において同じ。」とあるのは「以下この号において同じ。」を兼ねる同項に規定する関連事業者等（当該認定計画に従つてその法人に出資しているものに限る。）の役員が理事等」とする。

第二節 青年等就農計画

（青年等就農計画の認定）

第十四条の四 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの（次項第一号において「既に農業経営を開始した青年等」という。）を含み、認定農業者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の開始の時における農業経営の状況（既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状）

二 農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標

三 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

四 第十四条第二項第二号に掲げる者にあつては、その有す

（法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間）

第十五条の三 法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

（青年等就農計画の認定申請手続）

第十五条の四 法第十四条の四第一項の青年等就農計画は、農林水産大臣の定める様式により作成するものとする。

る知識及び技能に関する事項

五 その他農林水産省令で定める事項

同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 二 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
一 基本構想に照らし適切なものであること。

(青年等就農計画の変更等)

第十四条の五 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定就農者」という。）は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。

2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る青年等就農計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第二項第二号の目標を達成するためによるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 認定就農者が第十二条第一項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第一項の認定は、その効力を失う

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(青年等就農計画の認定基準)

第十五条の五 法第十四条の四第三項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。

- 二 法第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、法第十一条の四第二項第四号に掲げる事項が同項第二号の目標を達成するために適切なものであること。

(青年等就農計画の認定の有効期間)

第十五条の六 法第十四条の四第一項又は第十四条の五第一項の認定の有効期間は、法第十四条の四第一項の認定をした日から起算して五年とする。ただし、同項に規定する既に農業経営を開始した青年等にあつては、同項の認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して五年を経過した日までとする。

(公庫が行う貸付け)

第十四条の六 公庫は 株式会社日本政策金融公庫法第十一
条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十
一号）第十九条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第
二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うこ
とができる。

一 認定就農者に対し、青年等就農資金（認定就農者が認
定就農計画に従つて第十四条の四第二項第三号の措置を
行うのに必要な資金で農林水産大臣が指定するものをい
う。以下同じ。）の貸付けを行うこと。

二 認定就農者に対する青年等就農資金の貸付けを行う融
資機関（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二
号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農
業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他
の金融機関で政令で定めるものをいう。第十四条の八第
二項において同じ。）に対し、当該貸付けに必要な資金
の全部の貸付けを行うこと。

前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項
各号の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十
一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第
一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第
五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第
三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第
十一条第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる
業務及び農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六
十五号）第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第
十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及
び農業經營基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する
業務」と、同法第三十一条第一項第一号口、第四十一条第
二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号
に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業
務又は農業經營基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定
する業務」と、「同項第五号」とあるのは「同法第十四条
の六第一項に規定する業務並びに第十二条第一項第五号」
と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「農業經
營基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務並び
に第十二条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十
九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業經
營基盤強化促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十一
条」とあるのは「第十二条及び農業經營基盤強化促進法第

(融資機関)

第四条 法第十四条の六第一項第二号の政令で定める金融機
関は、銀行、信用金庫、信用協同組合及び農林中央金庫と
する。

十四条の六第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは、「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。
3 第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項並びに第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「この法律」とあるいは「この法律、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）」と、同法第十九条第一項第八号中「（イ、ロ又はニに定める者）」とあるのは「又は公庫に対して農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の規定による貸付けに係る債務を有する同法第十四条の五第一項に規定する認定就農者（イ、ロ若しくはニに定める者又は当該認定就農者）」と、同項第九号中「の業務」とあるのは「の業務及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。

十四条の六第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは、「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。 3 第一項の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う同項各号の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第十九条第一項第八号及び第九号、第三十二条第二項並びに第三十九条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「この法律」とあるいは「この法律、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）」と、同法第十九条第一項第八号中「（イ、ロ又はニに定める者）」とあるのは「又は公庫に対して農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の規定による貸付けに係る債務を有する同法第十四条の五第一項に規定する認定就農者（イ、ロ若しくはニに定める者又は当該認定就農者）」と、同項第九号中「の業務」とあるのは「の業務及び農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」と、同法第三十二条第二項中「この法律」とあるのは「この法律、農業経営基盤強化促進法」と同法第三十九条第三号中「又は附則第五条の業務」とあるのは「若しくは附則第五条の業務又は農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項に規定する業務」とする。	（融資機関が行う貸付け）	第十四条の七 前条第一項第一号の貸付けは、無利子とし、その償還期限（据置期間を含む。次条第一項において同じ。）は十七年以内、据置期間は五年以内で公庫が定める。 2 前条の規定は、融資機関が行う第十四条の六第一項第二号の青年等就農資金の貸付けについて準用する。	（貸付金の利率、償還期限等）
--	--------------	--	----------------

（政府が行う利子補給）	第十四条の八 公庫が行う第十四条の六第一項第二号の貸付けは、無利子とし、その償還期限（据置期間を含む。次条第一項において同じ。）は六年以内で公庫が定める。		
-------------	---	--	--

（政府が行う利子補給に係る利子補給契約の締結）			
-------------------------	--	--	--

を支給する旨の契約をいう。以下同じ。）を公庫と結ぶことができる。

2

前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十年度以内とする。

3

政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合に

ならないようしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高（当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高）につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

約を結ぼうとするときは、農林水産大臣（沖縄振興開発金融公庫にあつては、内閣総理大臣。以下この条において同じ。）の定めるところにより、当該利子補給契約に係る法第十四条の六第一項各号の貸付けの貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等 第一節 農業経営基盤強化促進事業の実施	第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進	(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例) 第十五条 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄の口に掲げる資金であつて、認定就農者が認定就農計画に従つて第十四条の四第二項第三号の措置を行うのに必要なものの据置期間は、同法第十二条第四項の規定にかわらず、五年を超えない範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める期間とする。
---	------------------------	---

第十六条 同意市町村の農業委員会は、認定農業者又は認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があつた場合には、当該申出の内容（当該申出の内容が第十九条第一項に規定する地域計画の区域内の農用地に係るものである場合には、当該申出の内容及び当該地域計画の内容）を勘査して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。		
--	--	--

		<p>第十七条 同意市町村は、農業經營基盤強化促進事業の趣旨の普及を図るとともに、基本構想に従い農業經營基盤強化促進事業を行うものとする。</p> <p>2 同意市町村は、市街化区域においては、農業經營基盤強化促進事業を行わないものとする。</p>
		<p>（農業者等による協議の場の設置等）</p> <p>第十八条 同意市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適當であると認められる区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、定期的に、又は時宜に応じて、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。</p>
		<p>（農業者等による協議の場の設置の方法等）</p> <p>第十六条 法第十八条第一項の規定による協議の場の設置は、定期的に、又は時宜に応じて、幅広く農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他他の当該区域の関係者の参加を求めて行うものとする。</p> <p>2 同意市町村は、法第十八条第一項の規定により協議の場を設けようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を公表するものとする。</p>
		<p>3 法第十八条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について、同意市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>一 協議の場を設けた区域の範囲</p> <p>二 協議の結果を取りまとめた年月日</p> <p>三 当該区域における農業の将来の在り方</p> <p>四 当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域</p> <p>五 当該区域における農地中間管理事業の活用方針</p> <p>六 その他当該区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項</p>
<p>（地域農業經營基盤強化促進計画）</p> <p>第十九条 同意市町村は、政令で定めるところにより、前条第一項の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となつた農業上の利用</p>	<p>（地域農業經營基盤強化促進計画）</p> <p>第六条 法第十九条第一項の地域計画は、第二条の基本構想の期間につき定めるものとする。</p> <p>2 前項の地域計画は、法第十八条第一項の協議の結果の内</p>	<p>（地域計画の記載事項）</p> <p>第十七条 法第十九条第一項の地域計画には、同条第三項の農業を担う者であつて、令第六条第一項に規定する期間につき農業經營を営むこと又は委託を受けて農作業を行うこ</p>

が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定めるものとする。

2 地域計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域計画の区域

二 前号の区域における農業の将来の在り方

三 前号の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

四 農業者その他の第一号の区域の関係者が前号の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

同意市町村は、地域計画においては、前項第三号の目標として同項第一号の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示するものとする。

4 地域計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 基本構想に即すとともに、第五条第四項に規定する計画との調和が保たれたものであること。

二 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集團化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から相当であると同意市町村が認めた場合に定めるものとする。
同意市町村は、前項に規定する場合に該当しないときは、地域計画の作成に向け、次の法第十八条第一項の協議を円滑に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

。とが見込まれるものとの氏名又は名称を記載するものとする

5 同意市町村は、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更するものとする。

6 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴

（地域計画の軽微な変更）

（地域計画の基準）

第十八条 法第十九条第四項第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる事項が適切に定められていることとする。

一 法第十九条第二項第一号の区域において生産する主な農畜産物
二 当該区域における農用地等の利用の方針
三 当該区域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
四 当該区域における農用地の集團化に関する目標
五 前二号に掲げる目標を達成するためとるべき措置

かなければならぬ。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

第十九条 法第十九条第六項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二 法第十九条第三項の農用地等を利用する農業を担う団体（法人を除く。）が、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする法人となつたことに伴う変更

三 法第十九条第三項の農業を担う者の相続に伴う変更

四 前三号に掲げるもののほか、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

7 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域計画の案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供さなければならぬ。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、当該同意市町村に意見書を提出することができる。

8 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、都道府県知事、農業委員会及び農地中間管理機構に当該地域計画の写しを送付しなければならない。

（計画の素案の提出等の協力）

第二十条 同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（前条第六項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、農業委員会に対し、地域計画のうち同条第三項の地図の素案を作成し、当該同意市町村に提出するよう求めるものとする。

2 前項の規定による求めを受けた農業委員会は、当該求めに係る区域内の農用地の保有及び利用の状況、当該農用地を保有し、又は利用する者の農業上の利用の意向その他の当該農用地の効率的かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、同項の素案を作成するものとする。

3 農業委員会は、第一項の素案を作成するため必要があると認めるときは、農地中間管理機構その他の関係者に対し、同項の規定による求めに係る区域外において農業経営を営む者であつて当該区域内の農用地について借受けを希望

（地域計画の公告）
第二十条 法第十九条第七項の規定による公告は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとする旨及び当該地域計画の案について、同意市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（地域計画の案の公告）
第二十条の二 前条の規定は、法第十九条第八項の規定による公告について準用する。

（農業委員会ネットワーク機構の関係農業委員会に対する協力）

第二十条の三 農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構は、関係農業委員会から法第二十条第三項

するものに関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

- 4 第一項の素案の提出を受けた同意市町村は、当該素案に基づいて地域計画を作成するものとする。

(農業委員会による利用権の設定等の促進等)

第二十一条 同意市町村の農業委員会は、地域計画の区域内において、当該地域計画の達成に資するよう、当該区域内の農用地等について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該農用地等について農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促すものとする。

2 地域計画の区域内の農用地等の所有者等は、当該農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行うように努めるものとする。

第二十二条 同意市町村の農業委員会は、地域計画の区域（第二十二条の四第一項に規定する地域計画の区域を除く。）内の農用地の所有者から当該農用地の所有権の移転についてあつせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地についての農地中間管理機構を含めた利用関係の調整において地域計画の達成に資するよう利用権の設定等を行うことが困難な場合であって、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、同意市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。

- 2 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、地域計画の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、農地中間管理機構が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知は、第一項の申出があつた日から起算して三週間以内に、これを行うものとする。

に規定する協力を求められた場合は、当該関係農業委員会に対し、他の市町村における農用地の保有及び利用の現況、効率的かつ安定的な農業経営の指標等に関する資料及び情報の提供その他の協力をを行うよう努めるものとする。

第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る農用地の買入れの協議を拒んではならない。

5

第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間（その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間）は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地中間管理機構以外の者に譲り渡してはならない。

（利用権の設定等に関する協議の勧告）

第二十二条の二 同意市町村は、地域計画の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため当該区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行う必要があると認めるときは、当該農用地等の所有者等に対し、当該利用権の設定等に関し当該農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するものとする。

2 同意市町村は、前項の規定による勧告を行つたときは、その旨を農地中間管理機構に通知するものとする。

（地域農業經營基盤強化促進計画に係る提案）

第二十二条の三 同意市町村の農業委員会又は農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内の農用地等の所有者等は、同意市町村に對し、農業上の利用が行われる農用地等の区域の全部又は一部の区域（農用地区域内に限る。以下「対象区域」という。）の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため対象区域内の農用地等について農地中間管理機構に対する利用権の設定等が必要であると認めるときは、当該対象区域内の農用地等について当該農用地等の所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨その他農林水産省令で定める事項を地域計画に定めることを提案することができる。

（地域計画に定めることを提案することができる事項）

第二十条の四 法第二十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、同項に規定する対象区域において一体として行われる土地改良事業（土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業をいう。第二十条の七及び第二十条の八において同じ。）その他の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための事業の利用に関する事項とする。

（地域計画の提案）

<p>2 前項の規定による提案は、農地中間管理機構及び当該提案に係る対象区域内の農用地等の所有者等の三分の二以上の同意を得ている場合に、農林水産省令で定めるところにより行うものとする。</p> <p>3 第一項の規定による提案を受けた同意市町村は、当該提案に基づき地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、地域計画を定めず、又はこれを変更しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。</p>	<p>（地域農業経営基盤強化促進計画の特例に係る区域における利用権の設定等の制限）</p> <p>第二十二条の四 前条第一項に規定する事項が定められる地域計画の区域（対象区域内に限る。）内の農用地等の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地等について農地中間管理機構以外の者に対して、利用権の設定等（農作業の委託を除く。以下この条において同じ。）を行つてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として利用権の設定等を行う場合その他他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。</p>
<p>（法第二十二条の三第四項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画の有効期間）</p> <p>第七条 法第二十二条の三第四項に規定する地域計画の有効期間は、同条第一項の規定による提案に基づき地域計画を定め、又はこれを変更した日から起算して五年とする。</p>	<p>（法第二十二条の三第四項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画の有効期間）</p> <p>第七条 法第二十二条の三第四項に規定する地域計画の有効期間は、同条第一項の規定による提案に基づき地域計画を定め、又はこれを変更した日から起算して五年とする。</p>
<p>（農用地等の利用権の設定等の制限の例外となる場合）</p> <p>第二十条の六 法第二十二条の四第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 非常災害のために必要な応急措置として利用権の設定等を行う場合 二 仮設工作物の設置その他の一時的な利用（農用地を農用地以外のものにする行為に係るものに限る。）に供す 	<p>第二十条の五 法第二十二条の三第一項の規定による提案をしようとする者は、氏名又は名称及び住所（農業委員会にあつては、その名称）並びに当該提案に係る事項を記載した提案書に同条第二項の同意を得たことを証する書類を添えて、これらを同意市町村に提出しなければならない。</p> <p>農地中間管理機構は、前項の同意をする場合において、必要があると認めるときは、条件を定めることができる。この場合において、その条件は、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがないものでなければならぬ。</p>

農地中間管理機構は、前項に規定する農用地等の所有者等から当該農用地等について利用権の設定等を行いたい旨の申出があつたときは、当該利用権の設定等を受けるものとする。

3 農地中間管理機構は、前項の規定による申出（利用権の設定に係るものに限る。）を行つた農用地等の所有者等から当該農用地等について同時に利用権の設定を受けたい旨の申出があつた場合であつて、当該利用権の設定により地域計画の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるときは、必要と認められる期間の範囲において、当該利用権の設定を行うものとする。

4 第二項の規定により利用権の設定等を行う場合における当該利用権の設定等の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

（利用権の設定等の対価の算定方法）

第八条 法第二十二条の四第四項の対価は、利用権の設定等を行う農用地等の周辺の地域で自然的経済的社会的諸条件からみてその農業事情がその農用地等に係る農業事情と類似すると認められる一定の区域内における農用地等（以下この項において「周辺類似農用地等」という。）についての耕作又は養畜の事業に供するための取引（農地を農地以外のものにするためその農地を売り渡した者がその農地に代わるべき農地を取得するために行う取引その他特殊な事情の下において行われる取引を除く。）の事例が収集できるときは、当該事例における取引価格にその取引が行われた事情、時期等に応じて適正な補正を加えた価格を基準とし、当該周辺類似農用地等及び利用権の設定等を行う農用地等に関する次に掲げる事項を総合的に比較考量し、必要に応じて次項各号に掲げる事項をも参考にして、算出するものとする。

- 1 位置
- 2 形状
- 3 環境
- 4 収益性
 - 2 前各号に掲げるもののほか、一般的の取引における価格形成上の諸要素
- 5 前各号に掲げるもののほか、一般的の取引における価格

2 前項の対価は、同項に規定する事例が収集できないときは、次に掲げる事項のいずれかを基礎とし、適宜その他の事項を勘案して、算出するものとする。

一 借賃、地代、小作料等の収益から推定されるその農用地等の価格

<p>(地域計画の区域における農用地利用集積等促進計画の決定)</p> <p>第二十二条の五 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定に基づき、地域計画の区域内の農用地等について農用地利用集積等促進計画を定めるに当たつては、当該農用地利用集積等促進計画が地域計画の達成に資することとなるようにしなければならない。</p> <p>(土地改良法の特例)</p> <p>第二十二条の六 都道府県が土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合における同項第一号及び第三号並びに同条第三項及び第四項並びに同法第八十八条第十五項、第十七項及び第十八項、第九十一条の二第六項第一号並びに第九十二条の二の規定の適用については、同法第八十七条の三第一項第一号中「有する」とあるのは「有し、又は農業の經營若しくは農作業（以下「農業經營等」という。）の委託を受けている」と、同項第三号中「又は残存期間」とあるのは「若しくは残存期間又は当該公告があつた日において委託を受けている農業經營等の全てに係る委託の期間」と、同条第三項中「貸し付けている」とあるのは「貸し付け、又はその農業經營等に係る委託を受けている事業施行地域内農用地の農業經營等の委託をしている」と、「貸付け」とあるのは「貸付け又は委託」と、同条第四項中「有する」とあるのは「有し、又は農業經營等の委託を受けている」と、「を貸し付けている」とあるのは「の貸付け又は農業經營等の委託をしてい」と、「貸付け」とあるのは「貸付け又は委託」と、同法第八十八条第十五項第一号中「有する」とあるのは「有し、又は農業經營等の委託を受けている」と、同項第二号中「又は残存期間」とあるのは「若しくは残存期間又は当</p>		<p>二 利用権の設定等を行う農用地等の所有者がその農用地等の取得及び改良又は保全のため支出した金額</p> <p>三 その農用地等についての固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一條第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の課税の場合の評価額</p>

該公告があつた日における同号の農業経営等の全てに係る「委託の期間」と、同条第十七項各号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「設定」とあるのは「設定又は農業経営等の委託」と、同条第十八項中「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と、同法第九十条の二第六項第一号中「又は移転した者」とあるのは「同号ハ中「使用貸借又は」とあるのは「使用貸借若しくは同号ハ中「使用貸借又は」」とあるのは「使用貸借若しくは当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて委託された農業経営等の委託又は」と、「使用貸借の」とあるのは「使用貸借若しくは当該場合における委託された農業の経営の委託の」と、同法第九十二条の二中「存続期間」とあるのは「存続期間又は農地中間管理機構が委託を受けている農業経営等に係る委託の期間」とするほか、必要とするのは「存続期間」とあるのは「政令で定める。」

(農業振興地域の整備に関する法律施行令の特例)
第九条 法第二十二条の六第一項において読み替えて適用する土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により都道府県が法第十九条第一項の地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合における農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百五十四号)第八条第一項第三号ロの規定の適用については、同号ロ中「存続期間」とあるのは、「存続期間又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。)が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間」とする。

(農業振興地域の整備に関する法律施行規則等の特例)
第二十条の七 法第二十二条の六第一項において読み替えて適用する土地改良法第八十七条の三第一項の規定により都道府県が地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合における次の表の第一欄に掲げる農林水産省令の適用について、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第五項に規定する法律第四条 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第二条第五号	第一項第一号ル 二十七	第一項第五号 の四	第一項第五号 の四	第一項第一号ル 二十六	第一項第二号の二	存続期間
存続期間	存続期間	存続期間	存続期間	存続期間又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機関をいう。)が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間	存続期間又は農地中間管理機関(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機関をいう。)が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間	
間管理機関(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機関をいう。)が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間	存続期間又は農地中間管理機関(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機関をいう。)が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間	存続期間又は農地中間管理機関(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機関をいう。)が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間	存続期間又は農地中間管理機関(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機関をいう。)が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間	存続期間又は農地中間管理機関(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機関をいう。)が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間	存続期間又は農地中間管理機関(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機関をいう。)が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間	存続期間又は農地中間管理機関(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機関をいう。)が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間

農林水産大臣に対する協議に関する省令（平成十年農林水産省令第五十九号）	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成十九年農林水産省令第六十五号）	農林水産省関係別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十二号）	農林水産省関係	農林水産省	農林水産省関係	農林水産省関係	農林水産省関係
存続期間							
第七条							
存続期間							
○ ○ 中間管理機構をいう ○ 同号において同じ ○ が委託を受けて ○ 中間管理機構をいう ○ 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう 間管理事業の推進に 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう ○ が委託を受けて ○ は農作業に係る委 託の期間	○ ○ 中間管理機構をいう ○ 同号において同じ ○ が委託を受けて ○ 中間管理機構をいう ○ 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう 間管理事業の推進に 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう ○ が委託を受けて ○ は農作業に係る委 託の期間	○ ○ 中間管理機構をいう ○ 同号において同じ ○ が委託を受けて ○ 中間管理機構をいう ○ 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう 間管理事業の推進に 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう ○ が委託を受けて ○ は農作業に係る委 託の期間	○ ○ 中間管理機構をいう ○ 同号において同じ ○ が委託を受けて ○ 中間管理機構をいう ○ 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう 間管理事業の推進に 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう ○ が委託を受けて ○ は農作業に係る委 託の期間	○ ○ 中間管理機構をいう ○ 同号において同じ ○ が委託を受けて ○ 中間管理機構をいう ○ 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう 間管理事業の推進に 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう ○ が委託を受けて ○ は農作業に係る委 託の期間	○ ○ 中間管理機構をいう ○ 同号において同じ ○ が委託を受けて ○ 中間管理機構をいう ○ 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう 間管理事業の推進に 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう ○ が委託を受けて ○ は農作業に係る委 託の期間	○ ○ 中間管理機構をいう ○ 同号において同じ ○ が委託を受けて ○ 中間管理機構をいう ○ 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう 間管理事業の推進に 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう ○ が委託を受けて ○ は農作業に係る委 託の期間	○ ○ 中間管理機構をいう ○ 同号において同じ ○ が委託を受けて ○ 中間管理機構をいう ○ 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう 間管理事業の推進に 関する法律第二条第 四項に規定する農地 中間管理機構をいう ○ が委託を受けて ○ は農作業に係る委 託の期間

<p>第二十二条の八 農業振興地域の整備に関する法律第十三条</p>	<p>2 前項の場合において、農地中間管理機構が土地改良法第八十七条の三第二項若しくは第八十八条第十六項の同意をするとき、又は前項の規定により読み替えて適用する同法第八十七条の三第四項の規定により土地改良事業を行うべきことを要請するときは、当該農地中間管理機構は、あらかじめ、当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農業の経営又は農作業（次項において「農業経営等」という。）の委託を受けている農用地について同法第三条に規定する資格を有する者の同意を得なければならない。</p> <p>3 第一項の場合において、農地中間管理機構は、農業経営等の委託に当たつて、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該農業経営等の委託の相手方に対し、当該土地改良事業が行われることがあることについて説明しなければならない。</p> <p>（農業振興地域の整備に関する法律の特例）</p> <p>第二十二条の七 地域計画の区域内の一団の農用地の所有者は、同意市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地について地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農用地区域として定めるべきことを要請することができる。</p> <p>2 前項の規定による要請に基づき、同意市町村が当該要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一條第三項から第十一項まで（これらの規定を同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p>
------------------------------------	---

第六条 第七号	存続期間	いる農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間
		存続期間又は農地中間管理機構が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間

<p>（農用地区域設定の要請）</p> <p>第二十条の九 法第二十二条の六第三項の規定による説明は、土地改良事業が行われることがあることを記載した書面の交付により行うものとする。</p>	<p>（土地改良事業の説明）</p> <p>第二十条の八 法第二十二条の六第三項の規定による説明は、土地改良事業が行われることがあることを記載した書面の交付により行うものとする。</p>
--	---

第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等（同法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、当該変更に係る土地が第二十二条の四第一項に規定する地域計画の区域内にあるときは、同法第十三条第二項の規定にかかるらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、第二十二条の三第四項に規定する有効期間が満了している場合に限り、することができる。

第三節 農用地利用改善事業の実施の促進

（農用地利用規程）

第二十三条 農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号の事業を行う農事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。）であつて、第六条第二項第六号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地の所有者等の三分の二以上が構成員となつてゐるものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適當である旨の認定を受けることができる。

2 農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

二 農用地利用改善事業の実施区域
　　三 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

四 認定農業者との他の構成員との役割分担その他農業の効率化に関する事項

五 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

六 その他必要な事項

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

一の二 前項第二号の実施区域が地域計画の区域内にあること。

（定款等の記載事項の基準）

第十条 法第二十三条第一項の政令で定める基準は、目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項その他農林水産大臣が定める事項が定められていること並びにこれらの記載事項に係る内容が農林水産大臣が定める基準に適合するものであることとする。

2 農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

二 農用地利用改善事業の実施区域
　　三 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

四 認定農業者との他の構成員との役割分担その他農業の効率化に関する事項

五 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

六 その他必要な事項

3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

一の二 前項第二号の実施区域が地域計画の区域内にあること。

ときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資すること。

二 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

三 農用地利用規程が適正に定められたところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を當む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を當む法人を除き、農業経営を當む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

（特定農業団体の要件）

第十一条 法第二十三条第四項の政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 前条に規定する基準に従つた定款又は規約を有していること。

二 その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業経営を當む法人となることに関する計画であつて、農林水産省令で定める基準に適合するものを有しております、かつ、その達成が確実と見込まれること。

（農業経営を當む法人となることに関する計画の基準）

第二十条の十令第十一條第一号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 農業経営を當む法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、その団体が定められた特定農用地利用規程に係る法第二十三条第一項の認定の申請の日から起算して五年を経過する日前であること。

二 その団体が農業経営を當む法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

三 その団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額（以下この号において「目標農業所得額」という。）が定められており、かつ、その額が、同意市町村の基本構想において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

四 その団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その

他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、同意市町村の基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

(特定農業団体の要件)

- 第二十条の十一 令第十一号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。
- 一 耕作又は養畜を行うことを目的とするものであること。
 - 二 その耕作又は養畜に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。
 - 三 その耕作又は養畜に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。

三 その他農林水産省令で定める要件

前項の規定により定める農用地利用規程においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

二 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

三 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

四 農地中間管理事業の利用に関する事項

同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。

一 前項第二号に掲げる目標が第二項第二号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

第五項各号に掲げる事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

同意市町村は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するよう努めなければならない。

9 特定農用地利用規程の有効期間は、政令で定める。

同意市町村は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するよう努めなければならない。

(特定農用地利用規程の有効期間)

第十二条 特定農用地利用規程の有効期間は、法第二十三条

第一項の認定を受けた日から起算して五年とする。ただし

、同項の認定を受けた団体は、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意を得た場合には、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を得て、その有効期間を五年を超えない範囲内で延長することができる。

(農用地利用規程の認定の公告)
第二十一条 第二十条の規定は、法第二十三条第八項（法第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

10 第一項の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）

）は、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構に対し、農用地利用改善事業に関し、必要な助言を求めることができる。

(農用地利用規程の変更等)

第二十四条 認定団体は、前条第一項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 認定団体は、前項ただし書の場合（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を同意市町村に届け出なければならない。

(特定農用地利用規程の有効期間の延長承認申請手続)

第二十一条の二 令第十二条ただし書の特定農用地利用規程の延長の承認の申請は、同条ただし書の承認を受けようとする団体の代表者が、次に掲げる事項を記載した申請書に当該特定農用地利用規程に定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面を添えてしなければならない。

一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

二 延長の期間

三 特定農用地利用規程の有効期間を延長することを必要とする理由

(特定農業団体の組織の変更に係る通知)

第二十一条の三 法第二十四条第一項ただし書の規定による特定農業団体の組織の変更は、特定農業団体が、あらかじめ、当該特定農業団体が定められた特定農用地利用規程に係る法第二十三条第一項の認定を受けた団体に通知をしてするものとする。

(農用地利用規程の軽微な変更)

第二十二条 法第二十四条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

同意市町村は、認定団体が前条第一項の認定に係る農用地利用規程（前二項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（農用地利用規程の認定の取消しの事由）

第十三条 法第二十四条第三項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 農用地利用規程について法第二十三条第一項の認定を受けた団体（次号において単に「団体」という。）が同項に規定する団体でなくなつたこと。

二 法第六条第五項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程（法第二十四条第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの）が法第二十三条第三項第一号に掲げる要件に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について法第二十四条第一項の規定による変更の認定を受けなかつたこと（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更に該当する場合を除く。）。

前条第三項及び第六項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出について準用する。

第二十五条 前二条に定めるもののほか、農用地利用規程の認定又は変更の認定に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

（農用地利用規程の認定申請手続）

第二十三条 法第二十三条第一項の認定の申請は、同項の認定を受けようとする団体の代表者が、申請書に農用地利用規程及び次に掲げる書面を添えてしなければならない。

一 定款又は規約

二 地区及び当該地区内の農用地につき第二十一条第一項に規定する所有者等の当該団体への加入状況を記載した書面

三 当該申請について総会その他の議決機関で議決をしたことを証する書面

四 特定農用地利用規程の申請にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面

五 特定農業法人が定められた特定農用地利用規程の申請にあつては、次に掲げる特定農業法人の区分に応じ、それぞれ次に定める書面

イ 法第十二条第一項の認定を受けた特定農業法人 法第

ロ イに掲げる特定農業法人以外の特定農業法人 法第十三条第二項に規定する認定計画

<p>(勧奨等)</p> <p>第二十六条 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣つていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。</p> <p>特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定</p>	
	<p>(農用地利用規程の認定について意見を聴くべき者)</p> <p>第二十五条 法第二十四条第二項の届出は、同項の届出をしようとする団体の代表者が、届出書に特定農用地利用規程及び特定農業団体が同条第一項に規定するところにより農業経営を営む法人となつたことを証する書面を添えてしなければならない。</p> <p>(特定農用地利用規程の変更の届出)</p> <p>第二十五条 法第二十四条第二項の届出は、同項の届出をしようとする団体の代表者が、届出書に特定農用地利用規程及び特定農業団体が同条第一項に規定するところにより農業経営を営む法人となつたことを証する書面を添えてしなければならない。</p>
<p>(勧奨についての配慮)</p> <p>第二十五条の二 法第二十六条第二項の認定団体は、同項の勧奨をするに当たり、同項の認定農業者のうちに、次の各号に掲げる交付金の交付を受けて、農業経営の規模の拡大若しくは生産方式の合理化に要する費用の支出に備えるため当該交付金を準備金として積み立て、又は当該準備金を取り崩し、若しくは当該交付金を用いて農用地を取得し、若しくは農業用の機械その他の減価償却資産（以下この条において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して当該農用地若しくは特定農業用機械等を農業の用に供する者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等が行われるよう配慮することができる。</p>	<p>六 特定農業団体が定められた特定農用地利用規程の申請にあつては、次に掲げる書面</p> <p>(イ 特定農業団体の定款又は規約</p> <p>ロ 令第十一条第二号に規定する計画</p> <p>ハ 第二十条の十第二号及び第三号に掲げる要件を満たすことを証する書面</p> <p>2 前項の規定は、法第二十四条第一項の規定による農用地利用規程の変更の認定の申請について準用する。</p>

農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣つていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進

(委託を受けて行う農作業の実施の促進に係る措置)

第二十六条の二 同意市町村は、その区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、委託を受けて農作業を行う事業(以下「農作業受託事業」という。)を実施する者による当該農作業受託事業に係る情報の提供の促進、同意市町村の農業委員会その他農業に関する団体が行う農作業の委託のあつせんの促進その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(農業協同組合が行う農作業の委託のあつせん等)

第二十七条 同意市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合は、その組合員に係る農用地の利用関係又は農業経営の改善及び当該同意市町村の区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用に資するよう、農作業の委託のあつせん、農作業の委託を受ける農業者の組織化の推進等により、委託を受けて行う農作業の実施を促進するほか、自ら委託を受けて農作業を行うように努めるものとする。

(国及び地方公共団体の援助)

第二十八条 国及び地方公共団体は、農作業の効率化に資する先端的な技術に関する情報の提供及び農作業受託事業の実施の促進に必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

第五章 雜則

- 一 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第三条第一項に規定する交付金
- 二 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第一項に規定する交付金
- 三 水田活用直接支払交付金

(農業協同組合法等の特例)

第二十九条 第二十三条第一項の規定に適合する農事組合法
人は、同項の認定を受けたときは、農業協同組合法第七十
二条の十第一項の規定にかかると、農用地利用改善事業
を行うことができる。

2 前項の規定により農用地利用改善事業を行う農事組合法
人は、農業協同組合法第七十二条の十第一項の規定にかかる
わらず、土地改良法第二条第一項に規定する土地改良事業
を行うことができる。この場合においては、当該農事組合
法人を同法第九十五条第一項又は第一百条第一項の規定によ
り土地改良事業を行い又は行おうとする農業協同組合とみ
なしして、同法の規定を適用する。

(資金の貸付け)

第三十条 国は、都道府県が農地中間管理機構に対し、その
行う第七条第一号から第三号までに掲げる事業に要する費
用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、
当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の
二以内の額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国又は都道府県の貸付金の償還方法については、
政令で定める。

(償還方法)

第十五条 法第三十条第一項の国又は都道府県の貸付金の償
還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、
別表第二の上欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表
の中欄及び下欄に掲げるとおりとし、その償還は、均等年
賦償還の方法によるものとする。

2 都道府県は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに
該当するときは、貸付金の全部又は一部について償還期限
を繰り上げることができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 貸付金の償還を怠つたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反した
とき。

3 都道府県が、農地中間管理機構に対し、地方自治法施行
令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十二条の六第一項
の規定により貸付金の償還期限を延長したときは、国の債
権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）
第二十四条第一項の規定の適用については、同項第六号に
該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付
金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の

(土地改良法施行令の特例)

第十四条 法第二十九条第二項の規定により農事組合法人が
土地改良事業を行う場合には、当該農事組合法人を土地改
良法第九十五条第一項又は第一百条第一項の規定により土地
改良事業を行い、又は行おうとする農業協同組合とみなし
て、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号
）の規定を適用する。

(土地改良法施行規則の特例)

第二十六条 法第二十九条第二項の規定により農事組合法人が
土地改良事業を行おうとする場合には、当該農事組合法人を土地
改良法第九十五条第一項又は第一百条第一項の規定により土
地改良事業を行おうとする農業協同組合とみなし
て、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五
号）の規定を適用する。

(土地改良法施行規則の特例)

第二十六条 法第二十九条第二項の規定により農事組合法人が
土地改良事業を行おうとする場合には、当該農事組合法人を土地
改良法第九十五条第一項又は第一百条第一項の規定により土
地改良事業を行おうとする農業協同組合とみなし
て、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五
号）の規定を適用する。

規定は、適用されないものとする。

(認定農業者及び認定就農者に関する情報の利用等)

第三十条の二 農林水産大臣、都道府県知事、市町村及び農業委員会は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する認定農業者及び認定就農者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

(援助)

第三十一条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。

(法人化の推進等)

第三十二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）の推進、農業経営の改善を行おうとする法人に対する投資の円滑化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(農業委員会等の協力)

第三十三条 農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、この法律その他の法令の定めるところにより農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずるに当たつては、この法律に基づく措置の円滑な推進に資することとなるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(権限の委任)

第三十三条の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(権限の委任)

第二十七条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方農政局長に委任する。ただし、第二号から第四号までに掲げる権限については、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。
 一 法第六条第六項の規定による権限（当該地方農政局長が認定をした農業経営改善計画に係るものに限る。）
 二 法第十二条第十一項及び第十四項（これらの規定を法第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定

<p>第三十五条 第二十二条の四第一項の規定に違反して同項に規定する利用権の設定等を行つた者は、五十万円以下の過</p>	<p>(事務の区分)</p> <p>第三十四条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>一 第五条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第六条第五項、第八条第一項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第十条並びに第十二条第一項の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条並びに第三十条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第十二条第六項、第七項及び第十一項、第十三条の二第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第六項の規定により読み替えて適用する第十二条第十三項及び第十四項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。）</p> <p>三 第十二条第十三項及び第十四項、第十三条の二第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第五項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項及び第十一項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。）</p>	
<p>第六章 罰則</p>	<p>三 法第十三条の二の規定による権限（同条第一項の二以上に同意市町村の区域が一の地方農政局の管轄区域内のみにある場合における農業経営改善計画に係るものに限る。）</p> <p>四 法第三十条の二の規定による権限</p>	

料に処する。

2 第二十二条第五項の規定に違反して同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(政府が行う利子補給等)

8 政府は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業經營を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、公庫が無利子の貸付けを行うときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約を公庫と結ぶことができること。

9 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十七年度以内とする。

10 政府は、附則第八項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額を超えることとなるないようにしなければならない。

11 附則第八項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る貸付けの各貸付残高(当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高を超えるときは、その計算上の貸付残高)につき当該貸付けに必要な資金の調達に係る金利を考慮して農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額とする。

12 附則第八項に規定する資金の貸付けの償還期限は二十五年以内、据置期間は十年以内で公庫が定める。

附 則

1 この政令は、法の施行の日（昭和五十五年九月一日）から施行する。

2

法附則第八項の政令で定める農用地の改良又は造成は、当該農用地の改良又は造成に関する事業の施行に係る地域において、農林水産大臣の定める基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体が当該事業の完了する以前において利用権の設定等を受けると見込まれる農用地の面積が農林水産大臣の定める基準に適合するものであることとする。

3 第五条の規定は、政府が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫と法附則第八項に規定する利子補給契約を結ぶ場合について準用する。この場合において、同条中「第十四条の六第一項各号」とあるのは、「附則第八項」と読み替えるものとする。

別表第一（第六条関係）

法第十一條第二項
の規定により読み
替えて適用する農
地中間管理事業法

別表（第十二条関係）

木竹の生育に供され併せて耕作又
は養畜の事業のための採草又は家
畜の放牧の目的に供される土地

その土地を効率的
に利用して耕作又
は養畜の事業を行
うことができると

- ◎農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二百二号）
- 附 則
- 第四条 次の各号に掲げる旧農地保有合理化事業の実施については、当該各号に定める日以後も、なお従前の例による。
- 一 この法律の施行の際現に行われている旧農地保有合理化事業
- 二 （略）
- 2 前項各号に掲げる旧農地保有合理化事業についての農地又は採草放牧地の権利移動の制限については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧農地保有合理化法人は、その出資に伴い付与される持分又は株式を保有している間、第二条の規定による改正後の農地法（附則第六条第一項から第三項までにおいて「新農地法」という。）第二条第三項の規定の適用については、同項第二号へに掲げる者とみなす。
- 4 施行日前に農事組合法人に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧農地保有合理化法人は、その出資に伴い付与される持分を保有している間、附則第十四条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第七十二条の第一項の規定の適用については、同項第三号に掲げる者とみなす。
- 5 この法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が行っている土地改良事業及びこの法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が参加している土地改良事業についての旧農地保有合理化法人が参加する資格については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に旧農地保有合理化法人が受けた附則第十七条の規定による改正前の特定農地貸付けに関する法律（平成元年法律第五十八号。以下この項において「旧特定農地貸付法」という。）第三条第三項の承認並びに当該承認に係る農地についての旧特定農地貸付法第四条に規定する農地法の特例及び旧特定農地貸付法第六条に規定する土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）の特例については、なお従前の例による。

木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧のために供される土地	農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）	農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）	農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）	農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）
件二号イに掲げる要認められること。	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。	その土地を効率的に利用することができると認められること。	その土地を効率的に利用することができると認められること。	認められること。

資金の種類	法第七条第二号に掲げる事業に要する費用について充てる資金	法第七条第三号に掲げる事業に要する費用について充てる資金	償還期間	据置期間
以内	二十五年	一年以内	五年以内	一年以内

認められること。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

(農業経営基盤強化促進基本方針及び基本構想に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」という。）第五条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針は、施行日から起算して三月を経過する日（その日までに第一条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法（以下「新基盤強化法」という。）第五条の規定により当該基本方針が変更され、及び公表されたときは、その公表の日の前日）までの間は、新基盤強化法第五条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針とみなす。

2 施行日前に旧基盤強化法第六条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（附則第五条第一項において「旧基本構想」という。）は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに新基盤強化法第六条の規定により当該構想が変更され、及び公表されたときは、その公表の日の前日）までの間は、新基盤強化法第五条の規定により定められ、又は変更され、及び公表された農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（附則第十二条第二項において「新基本構想」という。）とみなす。

（農用地の利用関係の調整等に関する経過措置）

第三条 農用地（旧基盤強化法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。）の所有者は、施行日から起算して二年を経過する日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により当該農用地を含む地域計画（同条第一項に規定する地域計画をいう。附則第五条第一項及び第六条第三項において同じ。）が定められ、及び公表されたときは、その公告の日の前日）までの間は、なお従前の例により新たに旧基盤強化法第十五条第一項の申出をすることができる。

2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第十五条第一項の申出（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた申出を含む。）に係る同条第二項及び旧基盤強化法第十六条の規定による調整、要請、通知、協議、譲渡しその他の行為については、なお従前の例による。

（地域農業経営基盤強化促進計画等に関する経過措置）

第四条 施行日から起算して二年を経過する日までの間は、新基盤強化法第十八条第一項中「公表するものとする」とあるのは「定めることができる」とする。

（農用地利用集積計画に関する経過措置）

第五条 旧基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する同意市町村をいう。附則第十二条第一項において同じ。）は、施行日から起算して二年を経過する日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画が定められ、及び公表されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。附則第十二条第一項及び第二十六条において同じ。）までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公表することができる。

2 この法律の施行前に旧基盤強化法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により定められ、及び公表された農用地利用集積計画を含む。附則第十八条において同じ。）については、なおその効力を有するものとし、当該農用地利用集積計画に関する農地法による農地所有適格法人以外の者の報告等並びに農地又は採草放牧地の賃貸借の更新及び解約等の制限、旧基盤強化法による勧告、取消し、公告及びあつせんその他の行為並びに登記の特例並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理権（同法第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。附則第十八条において同じ。）に係る賃貸借又は使用貸借の解除及び農用地等の利用状況の報告については、なお従前の例による。

（農用地利用規程に関する経過措置）

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた農用地利用集積計画（この法律の施行前に行われた利用権（旧基盤強化法第四条第三項第一号に規定する利用権をいう。）又は所有権の設定又は移転に係る部分を除く。）に関する農地法による農地又は採草放牧地の権利移動及び転用の制限並びに農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域（同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内における開発行為の制限については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三条第一項の認定（旧基盤強化法第二十四条第一項の規定による変更の認定を含む。次項及び第三項において同じ。）に係る農用地利用規程（農業経営基盤強化促進法第二十三条第七項に規定する特定農用地利用規程（次項において「特定農用地利用規程」という。）及び旧基盤強化法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程を除く。）は、新基盤強化法第二十三条第一項の認定（新基盤強化法第二十四条第一項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。）に係る農用地利用規程とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三条第一項の認定に係る特定農用地利用規程は、当該特定農用地利用規程の有効期間の満了の日（その日までに新基盤強化法第二十四条第一項の規定による変更の認定を受けたときは、その認定を受けた日）までの間は、新基盤強化法第二十三条第一項の認定に係る特定農用地利用規程とみなす。

3 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十三条第一項の認定に係る旧基盤強化法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程については、当該農用地利用規程

の有効期間の満了の日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画（新基盤強化法第二十二条の三第一項に規定する事項が定められているものに限る。）が定められ、及び公告されたときは、当該農用地利用規程に係る旧基盤強化法第二十三条の二第一項に規定する農用地利用改善事業の実施区域のうち、当該地域計画の区域（新基盤強化法第二十二条の三第一項に規定する対象区域内に限る。）については、その公告の日の前日）までの間は、なお従前の例による。

（農業協同組合法の特例に関する経過措置）

第七条 旧基盤強化法第二十八条第一項に規定する者についての農業協同組合法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員たる地位以外の組合員たる地位については、なお従前の例による。
2 前項の規定は、旧基盤強化法第二十八条第二項に規定する者について準用する。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第十五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

◎農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和四年政令第三百五十五号）
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年四月一日とする。